

富士山包括的保存管理計画改定の進捗状況について

1. 令和7年度の検討内容

- (1) 目次案
- (2) 新第1章(基本理念)
- (3) 新第10章(モニタリングと遺産影響評価)

2. 検討状況

(1) 目次案

- ・別添 資料 1-1 の構成とする。
- ・新第3章の「アトリビュート」に日本語訳を付す。(「価値を伝える有形・無形の要素」等。)
- ・新第8章の「インタープリテーション」に日本語訳を付す。(「価値の伝達」等)
- ・新第10章の章名に遺産影響評価の内容を追加する。(「資産への影響及び評価～モニタリング及び遺産影響評価の実施」)

(2) 新第1章(基本理念)

- ・富士山憲章を活用しつつ、富士山の世界遺産としての価値を明確化し、近年の富士山を取り巻く状況や社会状況などを踏まえて記載する。
- ・「理念」、「理想の姿」、「価値観・行動指針」の三層構造で記載し、簡潔な表現とする。
- ・「理想の姿」、「価値観・行動指針」など、取り組みに関する内容については、それを行う主体を主語として明記する方向で検討する。
- ・富士山憲章の位置づけを明らかにする文言の追加を検討する。

(3) 新第10章(遺産への影響及び評価～モニタリング及び遺産影響評価の実施～)

- ・イントロダクション(リード文)は簡潔に記載し、「1. モニタリングと遺産影響評価の実施」、「2. モニタリング」、「3. 遺産影響評価」の構成を基本として具体的な内容を検討する。
- ・「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」に基づき、モニタリングと遺産影響評価の相互利用について新たに記載する。
- ・モニタリングと遺産影響評価の違いや、それらの実施が求められる背景、「世界遺産条約履行のための作業指針」の内容を盛り込んだ記載を検討する。

(4) その他

- ・ユネスコの定期報告との関わりについて、計画の中に記載する。

3. 今後のスケジュール

- ・新第1章及び新第10章については、令和7年度内に原案を作成。今後、他の章を含めて改定作業を行なうなかで適宜修正等行い、令和8年度中に最終的な文章を作成する。